

○風間直樹君 それでは、最後、高齢・障害者雇用支援機構、戸茱理事長に今日はお越しをいただいております。戸茱理事長には、今般機構が行われました入札に関しましてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

戸茱理事長、御経歴を拝見しますと、労働省にお入りになられまして、職業安定局長、それから厚労省の事務次官を経て、機構の理事長には平成十九年の十月から御就任をされているところでございます。

機構では、今年の二月二十六日、これまで随意契約あるいは企画・公募で行ってまいりましたいわゆる高齢者、障害者に対する再就職支援の事業を一般競争入札で今年初めて行われたところでございます。昨年までは委託方式を行っていたわけですが、新たに一般競争入札に変わることとなった。この二月二十六日の委託先を決める競争入札では、十九都府県で応札を希望していた民間企業が、入札前日に資格要件を満たさないで応札できないと通告されたというふうに聞いております。入札におきましては、大阪府を除くすべての都道府県で一者応札となって、その結果、大阪府を含め、すべての四十七都道府県においてある協会がこの業務を落札することになったわけでございます。私、今、ある協会と申しましたのは、この協会に対して正式な契約が行われるのが四月に入ってからと聞いておりますので、今日はその名称を出しません。ただ、この協会は、昨年までこの業務を一貫して機構から請け負ってきた協会であると聞いております。

私なりに今回のこの入札にかかわる経緯を調べてみたんですが、この一者の民間企業に対して入札の前日に応札できないという通告をされたというその理由なんですけれども、政務官、これはどういった判断でこのような通告をされたんでしょうか、お尋ねをいたします。

○大臣政務官（山井和則君） 風間委員にお答え申し上げます。

先ほどの能開機構のことにつきまして、この問題につきましては風間委員から今までから委員会等で御指摘をいただきまして、今一步一步改善に取り組んでいるところでございます。

そして、今御質問をいただきましたこの経緯についてであります。個別の企業がなぜその資格がなかったのかということに関してはお答えは差し控えたいわけではあります。一般論といたしまして、まず入札にかかわる法人についての御質問については、具体的な法人の名称を公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、お答えすることは差し控えさせていただきますが、ただし一般論としては、入札参加資格の主なものは以下のとおりであります。もう御存じのことかと思いますが、大事なことで改めて申しますと、五点あります。

まず、職業安定法、労働者派遣法の規定、命令、処分に違反していないこと。二番目、労働保険、社会保険の保険料に未納がないこと。三番目、障害者雇用に関して法定雇用率を達成していること。四番目、高齢者雇用に関して高年齢者雇用確保措置を講じていること。五番目、その他法令等違反により社会通念上著しく信用を失墜しており、委託業務遂行に支障を来すと判断されないこと。これらのすべてを満たさなければ入札に参加することができないものでありまして、今回、その企業が資格がなかったということは、今述べたようなことに関して欠けていたということでありまして、当然、当該企業に対してはその理由を申し上げているところでございます。

○風間直樹君 ありがとうございます。私も、この件につきましては三役の先生方といろいろやり取りをさせていただきまして、今回の御判断は三役の御判断が正しいんだろうというふうに受け止めさせていただき次第でございます。それで、問題は、落札をした協会なんです。実は私もこの決算委員会がかねがねこれは取り上げてきたんですけれども、実はこの協会が、平成十九年度、検査院から不正経理を指摘されているんですね。検査院がたしか平成十八年度と十九年度、二年に分けて四十七都道府県半々ずつ検査に入って、この協会、全都道府県にあるものですから、その結果、両年度とも各約一億円ずつの不正経理が指摘をされているわけなんです。非常に当時大きく報道されました。

この件は、今政務官がおっしゃったこの入札参加資格の最後、五番目の部分、過去三年間に法令違反等があり社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断されるものでないこと、この部分に抵触しないのかなど実は私考えているんですよ。これ、入札を実施されたのは機構ですので、まず機構の理事

長、この点についてはどういった御判断でしょうか。

○委員長（神本美恵子君） 高齢・障害者雇用支援機構戸荊理事長、御着席のまま御答弁なさって結構です。

○参考人（戸荊利和君） 今委員から御指摘の協会の件でございますけれども、御指摘のとおり、平成十八年度、それから平成十九年度の会計検査報告におきまして、私どもの委託している業務の経費に目的外用途の経費を含めるなどしていたということで不適正経理の指摘を受けたわけでありまして。

これにつきましては、検査報告の指摘額のうち返還対象となる委託費につきましては既に全額返還をいただいております。さらに、適正な会計処理について協会職員に研修等を実施することにより周知徹底を図りますとともに、再発防止措置を講じてきているということで、適正化が図られているというふうに私ども考えているところでございます。

それからまた、委託しております事業の近年におきます業務実績、いずれも目標を達成しているということでございまして、今先生から御指摘がございました競争参加資格の委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものということには該当しないということで、入札参加資格上問題はないのではないかというふうに考えておるところでございます。

○風間直樹君 今の理事長の御答弁のようにさらっとおっしゃると、確かにそうなのかなと思うんです。ただ、私、この協会についてはちょっと調べ過ぎるほど調べ上げていますので、今の御答弁では到底通らないなど。

例えば、理事長、新潟の協会、何が起きたか御存じですね。何が起きたかちょっと御答弁いただけますか。

○参考人（戸荊利和君） 新潟につきましては、委託事業についての他の経費への流用ということが行われていたのではないかと思いますけれども。

○風間直樹君 今漠然としかおっしゃらなかったもので、私から細かく申し上げますが、新潟では、政務官、障害者の方がこの委託費を使って言わば研修にお出かけになると。当然そこには、障害者ですから、随行の職員が必要になるわけです。この随行を協会の職員がやったんですね。何と、この障害者の旅費、割引制度を悪用してこの協会の職員が横領したんですよ。委託されている費用から金額を横領した。

それは本来、自分が随行する障害者のために使われるべき制度として設けられているんです。これは私は社会通念上著しく信用を失墜させる行為だと思いますよ。それが委託業務の遂行には支障がないというのであれば、私は理事長のモラルが問われると思います。理事長、いかがですか。

○参考人（戸荊利和君） これにつきましては、返還すべき額の返還は既にさせております。

それからあわせて、今後、出張する場合に出張の事実確認を徹底させる。それから、格安航空券あるいはパック等によって浮いた旅費を他の経費にというふうなことも行われるということのないように、宿泊命令基準を改正する。それからさらに、旅行終了後に管理者あるいは担当者が宿泊場所をきちんと確認するというふうなことをやっております。その後はこういった事態は生じずに適正化が図られているというふうに考えております。

○風間直樹君 今の御答弁では、理事長がこの新潟で起きた件を重く受け止めて、それを御自身の常識やあるいはモラルに照らして非常に恥ずかしく思っていると、徹底して反省しなきゃいけないという意識は伝わってこないと思うんですね。やはりそこをちゃんと受け止めて、こういうことが起きて非常に恥ずかしいと。

本来であれば、こういった委託先に翌年度以降また機構から委託費を出して業務を遂行してくださいというのは、私は社会通念上通らないと思うんです。

ほかにも、これは全国都道府県にある同じ協会ですが、委託費を利用して職員が飲食費に充てていますね。これも社会通念上とても通らない。私はそういった点に対して、やはり機構のトップにいらっしゃる、そしてこれを協会に委託していらっしゃる理事長が率先垂範してちゃんとした道德観念を示されないと、この問題についての議論というのはこれからも続いていくだろうと思っています。

政務官、政務官は福祉の分野、御専門でいらっしゃいますから、この協会についても十分御承知だと思います。この協会は、本来、高齢者の皆さんや障害者の皆さんが今後再就職をするかもしれないというときに、その就職の支援を行うその業務を機構から委託されてこれまでずっとやってきたんですね。

なぜこの協会、四十七都道府県にあるこの協会に様々な問題点が指摘をされているかというのと、一つは、今言ったように、委託費の不正経理、不正使用があったということ。それからもう一つは、戸荊理事長もそうでいらっ

しゃいますが、実はこの協会、大半が厚労省の労働局出身のOBが天下っている先なんです。四十七都道府県にある協会、東京を除くほぼすべての協会の事務局長は労働局OBの天下りです。その実態をよく見た上で、今回、じゃその業務委託をどの団体に任せるかということを考えないと、私は道を誤るんじゃないかなというふうにこれまで感じてきました。

そこで、理事長にお尋ねしますが、今回、大阪以外では一者応札になったんですね。すべて今私が指摘した、協会が応札をしてそして落札したというふうに聞いています。この大阪以外一者応札になった結果についてはどのように理事長は受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○参考人（戸莉利和君） 今回の一般競争入札の実施に当たりまして、一者でも多くの企業の方あるいは法人の方に応札していただくということで、一つは最低価格落札方式による一般競争入札にいたしました。それから、先生御案内のところですけども、この一般競争入札の前に実は企画競争入札を行いました。そのときの資格要件として障害者、今先生、障害者、高齢者というお話がございましたが、障害者、高齢者についての事業を行っているという事業実績が三年以上という要件を課し、あるいはジョイントベンチャー方式は困難ですというふうなことを要件に課していたんですが、いずれもそれを要件から、三年以上も要件を外し、ジョイントベンチャー方式についても参加を可能とする。

その他、仕様書案についてパブリックコメントを実施し、さらに仕様書をホームページからダウンロードできるように、それからさらには、仕様説明会の内容についてもホームページで音声公開をし、あるいは関係の業界団体を通じて参加企業、会員への周知を図っていただき、業界紙に公告を掲載する、郵便による入札参加を可能とするというようなことでいろいろな、できる限り私ども考えられる限り多くの方々の応札のための手順、手続を踏んだところでございますけれども。

説明会にはかなりの企業、参加いただいたんですが、入札は先ほど先生からのお話のとおり大阪を除くと一法人だけになってしまったということで、我々としてはいろいろな手を打ったにもかかわらずこういった結果になったということで、いろんな提言が十分生きなかったということで残念であるというふうには思っておるところでございます。

○風間直樹君 理事長と政務官、最後にちょっと申し上げますが、これ一者応札になった最大の原因は、私の見るところ次の点なんです、一年単位の契約だということなんです。民間企業にとっては一年限りの契約でこの業務を遂行することにはうまみがないんです。当然ですよ、利益が出ませんから。協会のようにこれまで何年にもわたってやってきているからこそ、そこに利益が出るんです。ですから、一年単位の契約という条件を見直すことは、私はこの入札においては非常に決定的なポイントになるというところは申し上げておきたいと思えます。そして最後に、理事長におかれましては、今後この入札に関しては厳正に公平を期していただきたいということ、それから政務官におきましては、これは三月末、つまり、もうこの時期ですね、今です。委託するための大臣の認可手続を今行っているのか、これから行うのか、そういうタイミングです。そして、予定では四月の一日に委託に関する大臣認可をして契約を締結すると、このようになっています。

私、日ごろ長妻大臣ともいろいろお話ししているんですけども、大臣も大変お忙しい、副大臣も政務官も大変お忙しい。これは言ってみれば入札という技術的な部分に関する問題ですから、なかなかここまで十分目が回っているかどうか、御苦勞を思うとちょっと大変だなと、こう御推察申し上げるんですが、是非この件につきましては正式な大臣認可をして、契約締結をする前にもう一度見直していただきたい。そして、その結果、大臣、副大臣、政務官が下された判断は、私どもそれは熟慮の末のものとして了としたい、そのように思うわけでございます。以上、何か最後に政務官ございましたら一言いただきまして、私の質問終わります。

○委員長（神本美恵子君） 時間来ておりますので、簡潔をお願いします。

○大臣政務官（山井和則君） 風間委員、御指摘ありがとうございます。私もこの問題調べてみて、本当に釈然としないものが残る部分はございます。実は長妻大臣もこの件に関しては非常に関心を持っておりますので、今の風間委員の御指摘を踏まえて三役で相談させていただきたいと思えます。ありがとうございます。